

健保だより

題字は 栗田和雄 理事長揮毫



苔むす森の記憶（鹿児島県：屋久島）

K.N さん

2026 9月号

CONTENTS

- P2 令和8年度被扶養者資格の再確認（検認）を行います
- P3 被扶養者の要件を満たさなくなったときは届出が必要です
- P4 短時間労働者の社会保険適用について
- P5 インフルエンザ予防接種のご案内
- P6 「健診結果に関する重要なお知らせ」について
- P7 歯科検診のすすめ
- P8 令和8年度 第2回メンタルヘルスセミナー開催のお知らせ
- P9 ふれあい健康事業推進協議会主催
「健康・介護・子育て支援教室」のお知らせ
- P10 東振協 いざい健康づくり2026
- P11 ここが知りたい！マイナ保険証 Q&A /
組合からのお知らせ / 今月の表紙 / 事業月報
- P12 事業所巡回歯科検診のご案内 / 令和8年11月の保養所空き状況



東京実業健康保険組合

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



受診の際は「マイナ保険証」のご利用を！

令和8年度 「被扶養者資格の再確認(検認)」 を行います

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、「被扶養者資格の再確認(検認)」を実施いたします。

これは、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図るとともに、被扶養者として認定されたときの状況が現在も維持されているかどうかを再確認することを目的としています。事業主および被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

概要は次のとおりです。

事業所あてに、「健康保険被扶養者調書(異動届)」(以下「調書」といいます)を組合より送付し、事業所のご担当者様から該当する被保険者の方々へ配付していただきます。「調書」の記載内容を確認のうえ、記入または必要な書類(収入に関する証明等)を添付し、事業所のご担当者様までご提出ください。

事業所のご担当者様は、内容を確認のうえ提出期限までにお取りまとめのうえ、管轄の本・支部へご提出ください。

※対象者がいない事業所につきましては「調書」は送付いたしません。



調査日程

「調書」発送 …… **令和8年10月中旬**

組合提出期限 …… **令和8年11月30日(月) 必着**

調査対象者

令和8年6月5日現在の加入事業所で、令和8年9月7日時点において、認定されている被扶養者のうち、マイナンバーを利用し資格情報を確認した結果、「就職」「扶養変更」などに該当されている方、または令和7年の収入が認定基準を超えている可能性がある方および収入の確認が取れない方。

提出書類

- 他保険加入の方(協会けんぽ、他組合など)
「調書」の被扶養者でなくなった日および理由欄を記入してご提出ください。
- 一定の収入がある方
「調書」に必要事項を記載し、**令和7年分(1月～12月)**の収入金額が確認できる書類の添付をお願いいたします。なお、別居の場合は仕送り額を証明する書類など、扶養状況に応じた証明書類が併せて必要となります。

※詳細については、**令和8年10月中旬に送付予定の「調書」に同封する【確認方法および手続きについて】、【被扶養者資格の再確認 添付書類一覧表】等をご覧ください。**

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

ご家族(被扶養者)が被扶養者の要件を満たさなくなったときは届出が必要です

被扶養者となっているご家族が、次のようなケースに当てはまるときは被扶養者ではなくなります。
「健康保険被扶養者(異動)届」を5日以内に当組合に提出してください。

こんなとき被扶養者ではなくなります

■ 就職や結婚などで他の制度に加入したとき

■ パートやアルバイトなどの年収が基準額を超えたとき

- 被扶養者の年収が **130万円***以上または被保険者の年収の **1/2**以上のとき

* 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は **180万円**以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)のとき

* 19歳以上23歳未満の者(配偶者を除く)は **150万円**以上のとき

* 「130万円の壁」への対応(年収の壁・支援強化パッケージ)収入が130万円(または180万円)以上であっても、事業主の証明により一時的な収入の増加と認められれば、引き続き被扶養者として認定されます。

- 年金額の改定により、基準額を超えたとき

■ 雇用保険の失業給付を受給開始したとき

- 被扶養者が失業給付を受給開始し、基本手当日額が **3,612円**以上、19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の場合は **4,167円**以上、60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は **5,000円**以上(年金受給者は年金額との合算)のとき

■ 仕送り額が変わったとき

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき

■ 別居したとき

- 同居しなければ被扶養者になれない親族*が別居したとき

* 被保険者の配偶者(内縁を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母などの直系尊属以外の3親等内の親族は、同居しなければ被扶養者として認定できません。

- 別居後、被扶養者の収入を上回る仕送りがいないとき

※ 単身赴任は同居として扱います。

■ 75歳になったとき

- 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

* 65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

■ 亡くなったとき



夫婦で子どもを共同扶養しているご加入者様へ

夫婦の年間収入が逆転した場合は、扶養変更が必要です

夫婦が共同して子を扶養する場合、原則として、健康保険上では年間収入*が多い方の扶養となります。夫婦の収入が逆転したときは、扶養している子についての扶養変更が必要です。

夫婦で子を共同扶養している場合には、必ず源泉徴収票や確定申告書等により、それぞれの収入をご確認ください。退職および転職等により前年との収入状況に変更が生じている場合には、労働条件通知書または収入見込証明書等による1年間の収入見込みで比較してください。

なお、被保険者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は地位安定の観点から、特例的に扶養変更をする必要はありません。ただし、新たに誕生した子については、夫婦双方の収入比較を行います。その結果、子によって、扶養する者が異なる場合があります。

* 収入比較の対象には、給与収入だけではなく、年金収入や事業収入等、すべての恒常的な収入が含まれます。また、所得税法上の「所得」とは異なり、各種控除は含まず、通勤手当等の非課税収入を含みます。収入差が逆転した場合、その収入差が収入の多い方の10%以内であるときは、扶養変更をしないことも可能です。

+

手続きもれのないよう、ご協力をお願いいたします

+

被扶養者でなくなったにもかかわらず、手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。

被扶養者でなくなったときは、すみやかに届け出てください。届出が遅くなった場合、被扶養者の要件を満たさなくなったときまで**さかのぼって扶養から除かれます**。その間に健保組合が支払った保険給付費(医療費・付加給付金等)、健診費用、各種補助金などは**返還していただくことになります**。返還金額が高額になる場合もありますので、ご注意ください。

こうした手続きもれは、健保組合が負担する医療費の増加にもつながります。不要な支出をなくし、皆様から納めていただいた保険料を適正に使うために忘れずに手続きをしてください。

短時間労働者の社会保険適用について

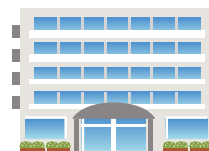
～令和8年10月より賃金要件が撤廃予定です～

今般、すべての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く方が社会保険の加入対象となるため、令和7年年金制度改正法に基づき、令和8年10月より賃金要件の撤廃が予定されています。また、短時間で働く方が社会保険の加入対象となる企業の範囲が今後段階的に拡大されます。

適用対象の範囲

企業の規模

企業の規模 (従業員数)	短時間で働く従業員が 社会保険の加入となる時期
51人以上	適用済 ☒
36～50人	令和9年10月～
21～35人	令和11年10月～
11～20人	令和14年10月～
10人以下	令和17年10月～



適用対象になる前でも
労使合意に基づき任意
で適用可能です。

従業員数の数え方

- 法人の場合は、法人番号が同一の全事業所の従業員数が常時、基準*以上かどうかで判断します。
- 個人事業所の場合は、個々の事業所ごとの従業員数が常時、基準*以上かどうかで判断します。

* 令和8年4月現在：51人以上

POINT ① 従業員数の数え方

従業員数は、その事業所の「現在の厚生年金保険の加入対象者」です。

$$= \text{フルタイムの従業員数} + \text{週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数}$$

POINT ② 「常時」の考え方

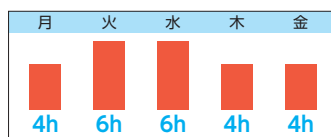


1年のうち6週間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる場合を指します。

対象になる従業員の要件

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。



週の所定労働時間が
20時間以上

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。



学生ではない

※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

※3 最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。

※4 このほか、フルタイムの従業員と同じく2カ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

撤廃予定

◆詳細はこちらをご参照ください →

適用拡大特設サイト (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



問合せ

組合本部適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部適用係 TEL 03-3980-1501(代)

インフルエンザ予防接種のご案内

当組合では、インフルエンザの感染防止や発症した際の重症化を防ぐ目的としてインフルエンザ予防接種費用の一部補助を実施いたしますのでご利用ください。



対象者

当組合の被保険者および被扶養者（接種当日に当組合の保険資格のある方）
※市区町村から補助を受ける場合は対象外となります。

補助金額

年度内一回限り **1,000円**

※令和8年度より、初回接種が13歳未満の被扶養者の方は年度内2回まで補助対象となりました。

※フルミスト（点鼻液）も補助対象となります。**対象は2歳以上19歳未満。**

※（一社）東京都総合組合保健施設振興協会（以下、「東振協」という）の契約医療機関をご利用の場合のみ費用補助の対象となります。

※接種時に利用券がない場合は、補助を受けることができません。

実施方法

「院内」予防接種
東振協の契約医療機関で
個々に実施する方法

「集合」予防接種
東振協が都内および近郊に開催日・
会場を指定して実施する方法
※中学生以下はご利用できません。

「出張」予防接種
事業所へ医療スタッフが
訪問する方法

予約方法

東振協のホームページ[<https://www.toshinkyo.or.jp/influenza.html>]または当組合ホームページ「インフルエンザ予防接種」内の「**参考リンク：インフルエンザ予防接種の健保組合共同事業のご案内（東振協）**」よりアクセスし、院内・出張予防接種契約医療機関または集合予防接種会場を選択し電話予約をしてください。なお、予約の際は「東振協インフルエンザ予防接種」とお申し出ください。

利用方法および自己負担金額支払い方法

マイナポータル保険資格画面等、健康保険の保険者番号・記号・番号が確認できるものをご準備のうえ、東振協のホームページより「インフルエンザ予防接種利用券（院内・集合予防接種用）」（以下、「利用券」という）に必要事項を入力し利用券を出力してください。接種当日に契約医療機関の窓口で**利用券とマイナ保険証等**を提示してください。予防接種料金は自己負担金額から組合補助1,000円を差し引いた額をお支払いください。

東振協のホームページよりインフルエンザ予防接種利用申込書と申込者名簿に必要事項を入力の上、出力し、医療機関へご提出ください。なお、自己負担金額の支払方法については予約時にご確認ください。

申込期間

令和8年9月～令和9年3月

令和8年9月～令和8年12月

令和8年9月～令和9年3月

接種期間

令和8年10月～令和9年3月

令和8年11月～令和8年12月
上記期間中の原則、土日祝日

令和8年10月～令和9年3月

出張予防接種の メリットについて

各契約医療機関が設定する訪問対象人数を超える希望者がいる場合、事業所へ医療スタッフが訪問し、インフルエンザ予防接種を受けることができます。予防接種を受けた方の把握ができ、自己負担金の一括支払が可能です。ぜひ出張予防接種のご利用をご検討ください。

※各契約医療機関の訪問対象人数については、東振協ホームページ「インフルエンザ予防接種」から院内・出張予防接種契約医療機関をご覧ください。

東振協ホームページ ➡



問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361(代)

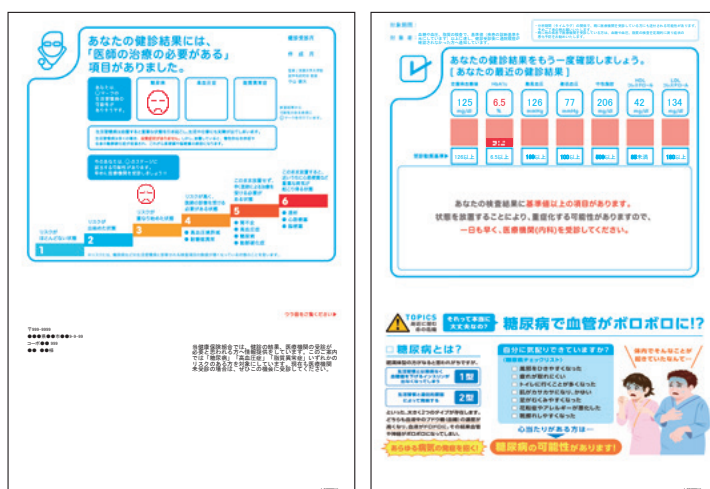


「健診結果に関する重要なお知らせ」について

健康診断受診者のうち「血圧」「脂質」「血糖」の検査数値で、より重症度の高い方を対象として日本人間ドック・予防医療学会で公開している「要精密検査・治療」の判定基準値をひとつでも超え、生活習慣病対象疾病の通院歴がない30歳以上の被保険者および被扶養者の方を対象に、医療機関への受診を促す受診勧奨通知を当組合より送付しております。

お手元に通知が届いた方は、生活習慣病が強く疑われる状態にあります。生活習慣病の多くは、発病してもかなり進行するまで自覚症状がほとんど現れないという共通点があります。そのため、生活習慣病のリスクがあっても放置してしまう方が少なくありません。生活習慣病へ進行する前に、医療機関で適切な治療を受けましょう。

お知らせ イメージ



気づかぬうちに…「生活習慣病」



問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 TEL 03-3663-1361(代)

歯の健康は体の健康につながります 定期的に歯科検診を受けましょう

歯医者さんでは、歯科検診や歯科相談を行っています。
また、虫歯や歯周病予防のための治療も行っています。歯周病をそのままにしておくと「歯周病菌」が血流に乗って全身を巡り、さまざまな病気を発症・悪化させることが分かっています。

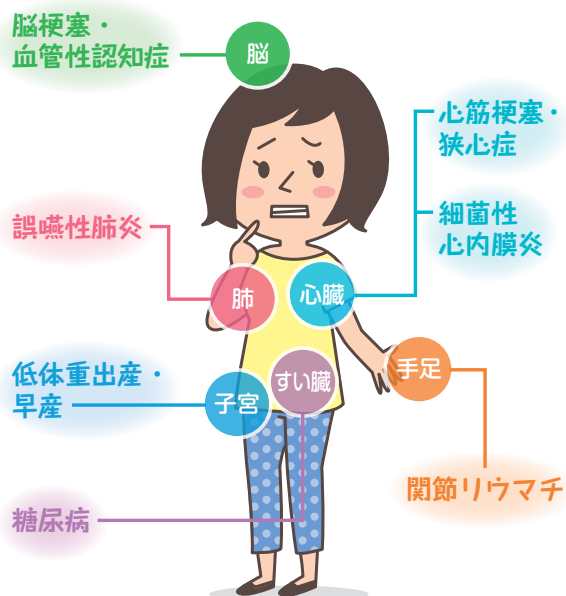
お口の中の健康を維持し、全身の健康を守るために、定期的に歯科検診を受けましょう。



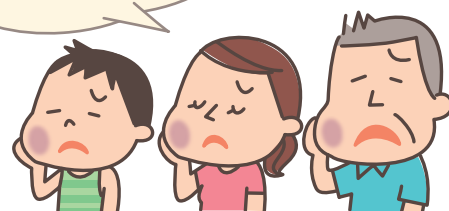
歯科検診ではこんなことをします

- 1 虫歯のチェック**
自分では見つけられない虫歯をチェックします。
- 2 ブラッシング指導**
歯ブラシ・歯間ブラシ・フロスなどの正しい使い方を指導します。
- 3 歯石沈着度の確認**
歯石の有無の確認をおこないます。
- 4 歯科相談**
歯だけでなく、顎の痛み（顎関節症）、かむ（摂食）、飲み込む（嚥下）についての指導や治療についても相談に乗ってくれます。
- 5 お口の中の病気チェック**
舌、唇、口角などの粘膜にできる炎症（口内炎）には、お口やその周辺に原因があるものと、全身的な原因があるものとがあります。また、まれに口腔がんなどの病気の可能性もあります。口腔内粘膜の状態もチェックしてもらいましょう。

歯周病菌が全身に及ぼす影響



歯周病は、子供から高齢者まで関係がある病気なんです。



令和8年度 第2回 メンタルヘルス セミナー 開催のお知らせ

近年、心の障害が職場や職務に与える影響が大きく注目されています。
今回のメンタルヘルスセミナーは、組織の管理監督者自身がストレスについて正確な知識を持ち、所属員に危険信号が出た場合の対処法を具体的に学んでいただき、メンタルヘルス健康度を向上するための講座です。
ぜひ、ご参加ください。

日 時	令和8年11月6日(金) 13:30～16:30 (受付は13:00～)
会 場	東実健保会館 6階 大ホール (東京都中央区東日本橋3-10-4)
プログラム	ラインケア編 〈講 座〉「元気な職場づくりを目指して」 1. メンタルヘルスの現状と対策 2. ストレスチェックを有効活用するために ～職場環境改善の進め方～ 3. 今、職場に求められるハラスメント対策 〈体 験〉 ① 悩みを解決するカウンセリング効果の体験 ② 心と身体の凝りを解すタオルストレッチの体験  
講 師	(株)カイトック 皆川 芳弘 (専門：組織心理学、運動生理学)
参加資格	当組合加入事業所の職場の管理職、人事・総務担当者等
募集人数	60名
参加料	無料
申込方法	令和8年10月23日(金)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。 ※申込書は当組合ホームページのNEWS & TOPICSの「イベント」からダウンロードできます。
参加決定	応募多数の場合は抽選とし、結果は申込み締切後申込者全員へ通知いたします。

令和
8年度

ふれあい健康事業推進協議会主催

「健康・介護・子育て支援教室」 のお知らせ

当組合では、「健康・介護・子育て支援教室」を他の健保組合と共同で開催しております。
各教室には、オンデマンド型とLIVE配信型があり、内容は下記のとおりとなります。
ご興味のあるコースがある方は、お気軽にお申込みください。



視聴期間 **令和8年10月から令和9年3月**

費用 **無料**

《オンデマンド型》 申込期限 令和9年3月10日(水)

開講講座	コース・カリキュラム	受講時間
健康教室	美容と健康セルフケアコース 「東洋医学で解決！美容と健康セルフケア」	90分
	肩こり・腰痛・膝痛予防コース 「肩こり・腰痛・膝痛の予防」	3部構成 合計86分
	栄養と食事コース 「健康維持に大切な栄養と食事」	86分
	骨格メソッドヨガコース 「姿勢改善！骨格メソッドヨガ」	2部構成 合計76分
介護教室	施設介護コース 「後悔しないために、今知っておくべき施設介護のポイント」	2部構成 合計105分
子育て支援 教室	子育てと仕事の両立(基本編)コース 「子育ても仕事もあきらめないために」	2部構成 合計71分

《LIVE配信型》 申込期限 令和8年11月11日(水)

開講講座	コース・カリキュラム	受講日時
子育て支援 教室	子育てと仕事の両立(実践編)コース 「子どもが生まれる前からの両立準備講座」	12月12日(土) 10:00～12:00(120分)

★詳細は、当組合ホームページをご覧ください。NEWS&TOPICS「健診関係」➡

【ふれあい健康事業推進協議会主催 令和8年度「健康・介護・子育て支援教室」のお知らせ】



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 健康管理課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



楽しみながら健康づくり!

とうしんきょう
東振協

いきいき 健康づくり 2026

各100名

心と身体を整えるリフレッシュタイム

秋空ヨガ in ペイサイド

女性限定

10/10 土 ブリリアランニングスタジアム
(有明アーバンスポーツパーク)

GUEST

野沢和香さん

PROGRAM

- Lesson 1 1日を元気に過ごせるモーニングヨガ
- Lesson 2 姿勢改善を目指すやさしいヨガ
- Lesson 3 【ヨガ入門】はじめてのヨガレッスン
- Lesson 4 ゲストスペシャルレッスン
- Lesson 5 ヨガワールドチャンピオンによるヨガ

お子様連れ
OK!

各500名

日頃の運動不足解消や気分転換に

ウォークラリー

- 10/ 3 土 横浜みなとみらい
- 10/12 月 葛西臨海公園
- 11/14 土 上野恩賜公園

各900名

東京ペイサイドツーデーマーチ

メイン会場 お台場 シンボルブロードナード公園 花の広場

11/28 土 計500名
5・10・20・30kmコース
→ レインボーブリッジを通ります!
特別企画 100名 女性限定
WOMEN's Lesson Walk

11/29 日

特別企画 80組約300名

キッズウォーキング

フェスティバル



TOSHINKYO
東振協

東振協「いきいき健康づくり」事務局

主催 (一社)東京都総合組合保健施設振興協会

協賛 東京都総合健康保険組合協議会
健康保険組合連合会
東京都保険者協議会

参加
無料

10月11日開催

医療費適正化運動月間・健康づくり強調月間

参加資格 被保険者及び家族等

申込方法 WEB申込

<https://www.toshinkyo.or.jp/event/>



申込期間 9/1 日 ▶▶ 9/30 日

※イベント詳細は東振協いきいき健康づくり専用サイトに掲載します。(8月中旬頃OPEN予定)
※イベント内容が一部変更となる場合がございます。予めご了承ください。

各600名

自分のペースで心地よい汗を

Enjoy RUN 2026

11/23 月 江東区夢の島競技場

PROGRAM

親子ラン 計50組100名

未就学児の部
小学低学年の部
小学高学年の部

手をつないでゴール!

リレーマラソン 計80チーム約400名
(1チーム2~8名)

5kmの部
10kmの部
20kmの部

1人エントリー
OK!!

RUNクリニック 100名

ビギナー向けの走り方や
走り方のコツなど
楽しく伝授!

講師 猫ひろし氏

- ✓ ランニング初心者
- ✓ RUNを始めてみたい方
- ✓ 楽しく体を動かしたい方

各500名

自由に楽しく散歩して健康づくり!

スマホスタンプラリー

- 10/24 土 エリア 銀座・丸の内・日本橋
ビル風と木漏れ日
丸の内アートを巡る大人ウォーク
- 11/ 1 日 エリア 青山・六本木・芝
無料健康測定
血管年齢 ストレス度
めざせ1万歩! 杜のスタジアムから
明治と江戸の緑を感じて昭和のタワーへ

保健師等が結果を説明・アドバイス

- 11/ 7 土 エリア 浅草・入谷・かっぱ橋
下町の粋と道具と文芸を巡り、
一の酉と招き猫で開運招福
- 11/21 土 エリア 浜松町・芝浦・高輪
浜松町から高輪へ
ウォーターフロントを駆け抜ける爽快ウォーク

各500名

自宅で気軽に受けるリアルタイム本格レッスン

健康づくりオンラインレッスン

Zoom
LIVE配信

10/ 1 木

PROGRAM

1 毎日開催

10/31 土

2 毎週1回開催

何度でも参加OK!

ヨガレッスン

東振協オリジナル

ストレッチレッスン



Q 健康保険の記号・番号等は、
どこで確認すればよいのですか？

A マイナ保険証移行後、従来の健康保険証に記載されていた記号番号や
保険者番号などの情報は、**マイナポータル**や**資格確認書**、**資格情報のお知らせ**で確認することができます。

詳しくはこちら →



組合からのお知らせ

■城西支部と城北支部の統合および移転について

当組合は現在、本部ならびに城西支部、城南支部、城北支部の3支部により構成・運営しておりますが、各種届出の郵送化、電子申請化により来訪者が減少していることを踏まえ、事務費用等の経費削減、業務の効率化の観点から、令和9年4月より城西支部と城北支部を統合することといたしました。

統合に伴い、令和9年1月に城西支部を新事務所に移転、令和9年2月から3月にかけて城北支部を移転いたします。

詳細につきましては、「健保だより」、組合ホームページ等にて随時お知らせいたします。

加入者の皆様におかれましては何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

■令和8年度 契約健診(医療)機関の新規契約について

生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消化管内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
埼玉	11109	医療法人社団泰恵会 めぐみ台クリニック	埼玉県比企郡川島町吹塚998-3	049-299-1200	×	○	×	×	×
大分	44010	独立行政法人 地域医療機能推進機構 湯布院病院	大分県由布市湯布院町川南252	0977-84-3171	○	○	×	×	×

今月の表紙

K.Nさん

苔むす森の記憶
(鹿児島県：屋久島)



樹齢千年を超える屋久杉は、近くで見ても遠くで見ても圧巻です。撮影時は縄文杉への登山コースの途中で、ここまで徒歩4時間かかりました。ローアングルの広角レンズで若干絞り、苔むした杉を強調するよう心掛けました。

東京実業健康保険組合 令和8年7月分 事業月報

事業所数	2,904 件
被保険者数	337,842 人
男	160,789 人
女	177,053 人
平均標準報酬月額	342,440 円
男	396,927 円
女	292,958 円
保険料調定額	14,823,333,898 円
支出総額	12,155,123,681 円
法定給付	6,419,342,123 円
付加給付	136,057,200 円
拠出金等	5,170,157,000 円
その他	429,567,358 円

先手必勝で
虫歯ゼロ!

お口の健康をチェック

事業所巡回歯科検診のご案内

お口の健康も
大切です

実施期間	通年実施
実施方法	委託業者((一社)総合健康促進保健協会)が事業所へ訪問いたします。 ※30名以上からの実施となります。
実施条件	① 会場(10坪程度) ② イス(10～15脚程度) ③ テーブル(3台程度) ④ 電源(100V、10～15A) ⑤ 機材運搬車両用駐車場の確保
実施地域	全国(地域によっては、ご希望に添えない場合があります)
実施日時	申込み後、委託業者よりご連絡をいたしますので、日時の調整を行ってください。
対象者	当組合の被保険者(受診当日に保険資格のある方) ※現在治療中の方、今年度すでに歯科検診を実施された方は受診できません。
検診内容	口腔疾患診査、歯石除去(一部)、口腔衛生指導 ※検診時間は1人20分程度で、検診結果はその場でお渡しいたします。
検診料金	無 料 (受診者全員に歯ブラシを差し上げます)
申込方法	検診希望日が決まりましたら、専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。 申込書は当組合ホームページ「各種健診」からダウンロードできます。
その他	受診当日は⑦「資格確認書」⑧「マイナポータルの保険資格画面」⑨「マイナ保険証+資格情報のお知らせ」の⑦～⑨いずれか1点をご持参ください。



問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 健康管理課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510



★令和8年11月保養所空き状況(令和8年8月末現在)

■満室 □若干余裕あり □余裕あり 休 休館日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
ベルビュー南熱海									休	休														休	休					

※9月1日以降の電話予約は含まれていませんので、異なる場合があります。

※最新の空室状況は当組合ホームページからご確認ください。

東京実業健康保険組合報

健保だより(毎月1回)

第74巻 9月号

編集兼
発行所 東京実業健康保険組合

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3丁目10番4号
☎03(3663)1351(代)

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

城西支部

〒163-0560 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル36階
☎03(3342)8821(代)

城南支部

〒105-8440 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル4階
☎03(5537)2400(代)

城北支部

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー4階
☎03(3980)1501(代)

アイコンについて



コチラにも
掲載して
います。

ホームページにも情報が掲載されて
います。以下のアドレスにアクセスし
てください。【スマートフォン対応】



<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



申請書がホームページからダウンロードできます。
「ホーム」の「NEWS & TOPICS」または「申請書
一覧」より各項目をクリックしてください。